

フランスにおける刑事責任と年齢の関係について： LABOUBE事件判決を素材として

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1790476>

出版情報 : 法政研究. 83 (3), pp.295-312, 2016-12-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

フランスにおける刑事責任と年齢の関係について

—— LABOUBE 事件判決を素材として ——

井上宜裕

序論 年齢が刑事責任に及ぼす影響

I LABOUBE 事件判決

II LABOUBE 事件判決の影響

結論 教育的措置と弁識能力

序論 年齢が刑事責任に及ぼす影響

フランスでは、少年法適用における弁識能力の要否が古くから争われてきた。⁽¹⁾

一八一〇年刑法典は、当初、弁識能力の有無によって、少年に対する刑罰賦課の可否を決定し、弁識能力ありとして刑罰が賦課される場合の軽減的宥恕を規定した。⁽²⁾ 一九〇六年四月二一―四日の法律⁽³⁾によって刑事成人年齢が引き上げられ、それに伴い、教育的措置の対象が一八歳に拡大された後、フランスにおける最初の少年法と一般に称される、少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する一九一二年七月二二日の法律⁽⁴⁾が登場する。一九一二年法は、少年のための特別な裁判体の設置、監視付自由制度の導入とともに、弁識能力なしとして無罪となった場合の少年の引き渡し先を慈善家や事前施設にも拡大する一方で、一三歳未満の少年を絶対的無答責とした。⁽⁵⁾

これまで、弁識能力の有無により、刑罰賦課の可否決定、または、刑罰と教育的措置の択一が行われていたが、その後、弁識能力概念が形骸化し、刑罰を回避して教育的措置を適用するために敢えて弁識能力を否定するという実務が定着するに至った。

そのような中、犯罪少年に関する一九四二年七月二七日の法律第六六三号⁽⁶⁾は、絶対的無答責とされる一三歳未満のカテゴリを廃止する一方で、弁識能力の概念から訣別し、年齢及び犯罪の重さによる一定の例外はあるものの、原則的に全ての少年を保護及び更生措置の対象とした。⁽⁷⁾ 一九四二年法は、結局、施行されることなく無効が確認されたが、弁識能力概念の否定等の内容は、現行少年法である一九四五年二月二日のオールドナンス第四五―一七四号⁽⁸⁾に受け継がれた。一九四五年オールドナンスは、犯罪少年の管轄が少年裁判所であること、教育的措置が原則で刑罰は一三歳以上の少年に対して例外的にのみ許容される旨を定めている。⁽⁹⁾

一九九四年に施行された改正刑法典は、第二二―一八条で、「①刑法上の犯罪で有責とされる少年は、特別法によって

定められる条件において、保護、援護、監視及び教育措置の対象となる。②この法律は、同様に、一三歳以上の少年に対して刑罰が宣告されうる条件を規定する」とし、明文で弁識能力の文言を用いることはなかった。

しかしながら、二〇〇二年九月九日の法律第二〇〇二—一三八号は、¹⁰⁾弁識能力の概念を再導入するに至った。二〇〇二年法によって修正された刑法第一二二—八条は、以下の通りである。「①弁識能力を有する少年は、当該少年が対象となりうる保護、援護、監視及び教育措置を規定する特別法によって定められる条件において、自己が有責とされる重罪、軽罪または違警罪につき刑法上責任を負う。②この法律は、同様に、一〇歳以上一八歳未満の少年に対して宣告されうる教育的制裁、及び、一三歳以上一八歳未満の少年が、その年齢故に恩恵を受ける責任の軽減 (attenuation de responsabilité) を顧慮した上で、宣告されうる刑罰を規定する」。

弁識能力概念をめぐる立法動向は以上の通りであるが、¹¹⁾このタイミングでなぜ弁識能力を再導入する必要があったのか、刑事責任と年齢の関係を検討する上できわめて重要である。この点、現行規定に至る一つの契機となった重要な判例が、ここで取り上げる、LABOUBE事件判決である¹²⁾とされている。

本稿では、刑事責任と年齢の関係を検討する際の予備的考察として、LABOUBE事件判決の内容を精査する。この作業を通じて、フランスの弁識能力をめぐる議論状況を整理し、日仏比較法研究の基本的視座をえることがこの目標である。¹³⁾

I LABOUBE 事件判決

一 破毀院刑事部一九五六年二月一三日判決^③

1 事実の概要

一九四四年一月一三日生まれで、当時、六歳八カ月の少年 Jean LABOUBE (以下、少年 L) が、友人達と弓で遊んでいた。当時九歳の少年 Daniel K (以下、少年 K) は、遊びに加わることなく、少年 L の近くにいた。原因は不明であるが、少年 L と少年 K の二人がぶつかり合った。その際、少年 L は、弓に装填した矢を発射させてしまった。その矢は、少年 K の右目に命中し、少年 K は右目の視力をほとんど失うほどの重傷を負った。

・ Strasbourg 少年裁判所一九五三年七月二〇日判決^④

第一審の Strasbourg 少年裁判所は、少年 L の少年 K に対する過失傷害罪の成立を肯定した上で、刑事制裁は必要ないとして、純粹かつ単純に少年を家族に引き渡し、少年 L の行動につき父親 Denis LABOUBE (以下、父親 L) に民事責任を宣告し、父親と息子に対して連帯して訴訟費用の負担を命じた。

・ Colmar 控訴院少年特別部一九五三年一月一日判決^⑤

これに対して、父親 L 及び検察の双方が控訴を申し立てた。これを受けて、Colmar 控訴院少年特別部は、認定事実、及び、純粹かつ単純に少年が家族に引き渡されるべきとした点は支持したものの、少年に過失傷害罪の成立を肯定した点、及び、父親にこの犯罪につき民事責任を肯定した点は破棄した。その際、「少年が若ければ若いほど、彼が無答責

であると推定すべきである。裁判所は、この問題は事実問題として一刀両断的に解決しなければならないが、通常七歳に定められている理性年齢 (age de raison) のように、一般的に承認された基準に裁判所が依拠することも許容される」と判示している。

2 判決の要旨

原判決に対して、検察側から法律の利益による破棄申立てがなされた。

破毀院は、次のように判示して、原判決を破棄した。「唯一の破棄申立て理由である、一九四五年二月二日のオルドナンス第一条及び第二条違反の点に関して：—上記条項に鑑みて：—Strasbourg少年裁判所判決は、(Jean) LABOUBE少年を過失傷害罪につき有罪と宣告した上で、刑事制裁の必要はないとして、当該少年の家族への引き渡しを命じ、同様に、父親に民事責任を宣告した。上記判決に対する控訴が係属した、Colmar控訴院は、事実が具体的に証明されたとし、また、その子どもがその家族に引き渡されるべきと決した限りで、この判決を是認した。しかし、Jean LABOUBE少年は、犯罪行為の時点で六歳に過ぎず、十分な理性を欠くため、彼に非難が向けられる行為につき、少年裁判所の前で責任を負いえないとして、Colmar控訴院は、当該少年に過失傷害罪の成立を肯定し、かつ、この犯罪につき父親に民事責任を宣告した点につき、上記判決を破棄した。原判決は、重罪または軽罪と擬律される犯罪行為の少年への帰責は、十分な理性及び意識の覚醒という前提問題が少なくとも黙示的には提起され、かつ、これに対して肯定的な回答がえられた場合のみであると判示する。きわめて幼い子どもについては、認定事実及び彼の人格調査から、彼に非難が向けられる行為の性質及び射程を理解するのに必要な最低限の理性を保持していないことが判明した場合に、その子どもの行為につき、重罪または軽罪と擬律することを可能にする刑事責任は肯定されえない。この場合、被告人に非難が向けられる不器用または未熟な行為は、その十分な説明を当該少年の年齢に見いだす。—これらの言明に

において、また、誤っているであろう他の過剰な理由を除外すれば、原判決は、Jean LABOUBE 少年が、行為時におけるその若年の故、十分な理性を欠くため、彼に非難が向けられる犯罪行為につき、少年の刑事裁判機関の前で責任を負うことはできないと法律上決定することができたのである。―実際、一九五一年五月二四日の法律によって修正された一九四五年二月二日のオールドナンス第一条及び第二条は、当事者の弁識能力を除外して、少年の刑事無答責の原則を定立し、重罪または軽罪と擬律される行為が一八歳未満の少年に帰責される場合に裁定を下すため、また、一三歳以上の少年が問題となる場合で情状及び当該少年の人格が要請する際に刑事有罪判決を宣告する権能を除いて、これらの少年に対して適切な更生措置を取るための管轄裁判所を決定しているのではあるが、なお、法の一般原則に従って、非難の向けられる物的・客観的行為への関与が証明された少年は、この行為を理解しかつ意欲したことが必要である。あらゆる犯罪は、故意ではないものであっても、実際、その行為者が知性及び意思をもって行動したことが前提となる。―しかしながら、犯罪行為時に六歳に過ぎなかった Jean LABOUBE 少年が、彼に対して指摘された犯罪につき刑事裁判所の前で責任を負えないと決した後には、判決は、彼に無罪を宣告することしかできず、矛盾なく彼に対して更生措置を取ることではできなかった。そこから、当該子どもをその家族に引き渡す決定は、法律上正当化されないという結果に至る。

以上の理由から、当院は、法律上の利益においてのみ、また、移送することなく、原判決を破棄する。」

二 CLAUDE 事件判決 (Colmar 控訴院少年特別部一九五四年二月二日判決)¹⁶

この判決は、LABOUBE 事件と類似の事案について、ほぼ同時期に下されたものであり、参考までにここで紹介する。

1 事実の概要

一九五二年九月一日一八時一五分から一八時三〇分の間、Strasbourg の Grossau 通りで、複数の子どもが遊んでいた。少年 CLAUDE G (以下、少年 G) は、一九四五年九月三〇日生まれて、当時、七歳に一日足りない年齢であった。少年 G は、バネ仕掛けのおもちゃの鉄砲で遊んでいた。九歳の少年 L は、壁の上に座っていた。少年 G は、先端を覆うゴム製の吸盤がない矢を鉄砲に装填した。証人 Z によれば、少年 G は、少年 L を狙った。Z が少年 G に対して、少年 L の方に撃つのを禁じたところ、少年 G は、空に向かって引き金を引いた。その矢が屋根に乗ったままであったので、Z はその矢を探しに行った。Z は、取ってきた矢を G に手渡し、この遊びを止めるようにもう一度忠告した。G は、この再度の注意にも耳を傾けることなく、少年 L に向けて発射する振りをしながら、この遊びを続けた。すると突然、銃がひとりでに緩み、矢を放った。その矢は、少年 L の右目に命中し、少年 L に右目の視力喪失をもたらす重大な傷害を引き起こした。

・ Strasbourg 少年裁判所一九五三年一月二日判決^①

Strasbourg 少年裁判所は、少年 G に対して、過失傷害罪が帰責されるとした上で、彼に対して監視付教育的措置を取る必要はなく、彼は純粹かつ単純に親に引き渡されるべきであると判示し、さらに、父親の民事責任を認め、医学鑑定、及び、被告人と父親に五〇、〇〇〇フランの予納金の支払いを命じた。

2 判決の要旨

上記 Strasbourg 少年裁判所判決に対して、少年 G 及びその父親と検察の双方が控訴を申し立てた。

これを受けて、Colmar 控訴院少年特別部は、次のように判示した。「控訴人が破棄を申し立てている判決に対して、

次の点が主張されている。即ち、行為時に未だ七歳に達していなかった少年Gは、過失傷害罪の本質的要素である過失が彼に帰責されうるほど十分に覚醒された意識を当時有していなかった。……いづれにせよ、事故は予見不可能であった、息子をちゃんと育てた親はその責任を免除されるべきであると控訴人は主張する。

きわめて予備的な申立であるが、控訴人Gは、被害少年は少年Gと遊ぶことに同意していた以上、危険を引き受けたのであり、責任を分配すべきと結論づけている。

法律問題について……少年への犯罪帰責の原則に関して……犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンスに鑑みて……

提案理由説明書で明確に示された、少年の刑事無答責の原則にもかかわらず、同オルドナンスは、刑事裁判機関である少年裁判所に、重罪または軽罪と擬律される犯罪を少年に帰責することを許容している。この帰責が考えられるのは、十分な理性及び意識の覚醒という前提問題が少なくとも黙示的には提起され、かつ、これに対して肯定的な回答がえられた場合のみである。実際、およそ弁識能力をもたないきわめて若い少年に、重罪または軽罪を帰責することはできない。少年が若ければ若いほど、この設問は、妥当性及び重要性を帯びてくるのである。

事実問題について……認定事実から次のことが判明する。即ち、事故当時、少年Gは、『理性年齢 (l'âge de raison)』の七歳の直前であった。彼は、バネ仕掛けのおもちゃの鉄砲を手にしていたが、これは、ゴムのついた矢を放つ、年相応の玩具である。彼は、この石突きが存在理由を知りえなかった。彼の親は、自らの教育者としての義務を履行するのであれば、ゴムのついていないであろう矢の発射を彼に対して禁止しなければならなかったのである。彼自身も、そこから生じる危険におよそ気付いていたはずである。いづれにせよ、訴訟記録から明らかなのは、彼は、事故の少し前に、彼より年上の友達による複数回にわたる警告を受け、石突きのない矢を二度と発射しないように促されていたということである。彼は、この忠告を聞き入れなかったが、この忠告は非常に具体的で、六歳一ヶ月の子どもの

理解力を超えない適切なものであった。従って、少年Gは特に反抗的で、それこそがこの子どもの認識した重大な過失であることが分かる。過失傷害罪は、従って、彼に対して帰責されなければならず、この点に関して、原判決は支持されてしかるべきである。

第一審判事によって命じられた、純粹かつ単純な少年の親への引き渡しも同様である。家族環境が正常であるので、収容措置は正当化されない。

父親の民事責任に関して…—生じた事故は全くもって予見不可能ではなかった。石突きのない矢は、危険物である。少年Gの親は、少年Gに対して、この種の矢を放つこと、及び、友達を狙うことまでも絶対に禁じつつ、彼が公然と禁を破ることが決していないように、この禁止に威迫を伴わせるべきであった。従って、Gの父親が、民法第一三八四条に基づいて課される責任を免れると主張するのは誤りである。この点に関してまた、原判決を支持するのが妥当である。鑑定人の指名、及び、五〇、〇〇〇フランの予納金支払い宣告も同様に、是認されるべきである。

少年Lは、いかなる過失も犯しておらず、その態度は全くもって受動的である以上、責任の何らかの部分が彼に帰責されることはできないであろう。従って、あらゆる分配は、排斥されるべきである。

以上の理由から、そして第一審判事の対立しない理由から、当院は、結局において、控訴人の申立を棄却する。—原判決を全ての点において支持し、Claude G. 及びその父親に全訴訟費用の負担を命じる。」

II LABOUBE 事件判決の影響

1 LABOUBE 事件判決に対する評価

一九四五年オールドナンス第一条で、教育的措置が取られるためには、一三歳未満の少年は、刑罰法規によって重罪または軽罪と擬律される犯罪を行った必要があるが、LABOUBE 事件が提起したのは、この条件は、少年が客観的に刑罰法規に違反したことが証明されれば充足されるのか、さらに、少年が自己の行為につき知性を有していることを要求しなければならぬのかという問題である。この点につき、一九四五年オールドナンスは沈黙しており、同法によってこの困難を解決することはできない¹⁸⁾。

ところで、LABOUBE 事件判決以前にこのような問題が表面化しなかったのには、私訴制度が関係している。一九四五年オールドナンスが制定されるまでは、少年裁判所に対して私訴を提起することができなかったことと、犯罪行為につき非常に低年齢の少年に非難が向けられる場合、検察はきわめて慎重な態度を取り、訴追を開始しなかったために、問題の顕在化が回避されていたのである¹⁹⁾。その後、一九四五年オールドナンス第六条に基づいて、被害者側からの少年裁判所に対する私訴申立てが行われるようになり、幼年者の刑事責任が法廷で論議されるに至った。

LABOUBE 事件判決を整理すると、まず、第一審の Strasbourg 少年裁判所判決は、過失傷害罪の成立を肯定した上で、教育的措置として少年の家族への引き渡し、及び、父親に対する民事責任を宣告した。これらの点は、CLAUDE 事件第一審判決と同様である。

これに対して、控訴審である Colmar 控訴院判決は、過失傷害罪の成立を否定し、父親に対する民事責任も否定しつつ、少年の家族への引き渡しは肯定した。類似事案であるにもかかわらず、CLAUDE 事件控訴審判決では、第一審判

決が全面的に支持されている。この差異は、少年 CLAUDE G.の方がいわゆる「理性年齢」により近かったこと、及び、少年 G.の方に過失的要素が見られたことが作用したものと推測される。

そして、破毀院は、「あらゆる犯罪は、故意ではないものであっても、実際、その行為者が知性及び意思をもって行動したことが前提となる」と判示した上で、当時六歳の少年 Jean LABOUBE には過失傷害罪は成立しないと、無罪である以上、彼の家族への引き渡しを命じることができないとした。

LABOUBE 事件をめぐって、第一審の結論が取れるかどうかは、六歳の少年の責任能力をどう評価するかにかかっている。他方、控訴審判決の結論は、一九四五年オールドナンス第一条の「犯罪 (infraction)」について、主観面を捨象した、純客観的な犯罪概念によって理解する必要があると出てくる。さもないと、過失傷害罪の成立を否定しつつ、教育的措置を適用した点は矛盾との指摘が向けられることになる。⁽²⁰⁾

破毀院判決は、「犯罪」の構成要素として、客観面のみならず、主観面も要求する立場を採用した上で、控訴審判決の矛盾を解消しており、この点は、刑法の古典的原則に合致するものと評されている。⁽²¹⁾

二 現行刑法第一二二―八条への影響

刑罰が科される一三歳以上の少年が弁識能力を前提としなければならないのは当然であるが、LABOUBE 事件判決以降、一九四五年オールドナンス全体について、特に、教育的措置の適用においても、弁識能力を含む帰責性を前提とすべきとする解釈が展開されるようになった。⁽²²⁾

さらには、二〇〇二年法によって、再び弁識能力という言葉が刑法典に復活した。⁽²³⁾ この点、現行規定刑法第一二二―八条の登場で、少年の刑事無答責の問題をめぐる学説の論争を決定的に終わらせることになるとされ、あらゆる少年

は、弁識能力を有する限り、成人と同様、有責であつて、もはや無答責の推定について語る理由は存在しないとの指摘もなされている。⁽²⁴⁾これによつて、ますます、弁識能力が一九四五年オールドナンスに定められた教育的措置の要件を構成すると考える立場が有力化するように思われる。⁽²⁵⁾

結論 教育的措置と弁識能力

以上、LABOUBE事件判決における幼年者への対応を手がかりに、刑事責任と年齢の問題について概観した。

まず、幼年者がそもそも犯罪を行いうるかどうかが問題となりうる。この点、フランスでは、各法文はむしろこれを肯定するものであるとする理解が根強い。例えば、「あらゆる体系は、……かなり若い年齢から、いふなれば、まさに生まれたときから、子どもを理性及び意思の備わつた存在で、また、それ故に、犯罪を犯すことができる存在と見なし、ているように思われる」⁽²⁶⁾との主張や、「一三歳未満の絶対的無答責が、適用可能な措置を確定するためにのみ作用するのであれば、法律は、全ての少年が犯罪を犯す法律上の能力を有してゐるであらうことをおそらく示唆したのであらう」⁽²⁷⁾といった見方もある。

幼年者に犯罪が成立する例としては、「地下鉄内で切符を持つていないのが発覚した満四歳の少年または少女は、親に連れられていたとしても、彼ら自身、鉄道規則違反で有責と見なされるのであり、従つて、再教育及び監視措置が義務づけられる」⁽²⁸⁾とされ、「一九四五年オールドナンスは、一三歳未満の年齢制限、即ち、それ以下であれば子どもが犯罪を犯したと見なされなくなる、いわば理性年齢のようなものは定めなかつた。かくして、法律だけにとどまり、かつ、犯罪の物的・客観的要素が満たされることを承認するならば、例えば、数ヶ月の子どもが乳を飲みながら乳母の片目を潰した場合、この子どもが少年裁判所に召喚され、第一五条に定められる措置の一つの対象となることも想像され

うるであろう⁽²⁹⁾とされる。

ここでの問題は、犯罪の構成要素の全てにおいて、即ち、物的・客観的要素と心的・主観的要素を同時に満たして犯罪を實行していないという一事をもって、本質的に保護的な条項の適用を弁識能力のない少年から奪つてよいか否かである。LABOUBE事件破毀院判決の前提に立つと、いかなる社会復帰の措置も幼い子どもに対しては宣告されえないという結論に至る⁽³⁰⁾。

他方で、弁識能力を前提とせず教育的措置の適用を認める解釈は、あらゆる犯罪の主観的構成要素を否定することにつながるとの指摘がある⁽³¹⁾。さらには、幼年者で教育の欠如が問題となっていない場合に教育的措置を課すことに疑義を呈する見解も散見される⁽³²⁾。

この点をどう評価するかは見解の分かれるところであるが、結局は、各措置の内容を精査しなければ判断し難しい問題といわざるをえない。

近時のフランスにおける少年司法は、教育的制裁の導入をはじめとした、低年齢の少年に対する制裁措置の拡充を推し進めつつある。そのような中、保護的色彩の強い教育的措置の適用範囲を弁識能力概念の再導入によつて狭めることに妥当性があるかについては、疑問なしとはいえない⁽³³⁾。

やはり、弁識能力のない者から教育的措置を受ける機会を奪つてよいのかどうかは依然慎重に検討すべき課題といえる。元来、無罪宣告を受ける者に対する措置として、教育的措置が提唱され、内容が拡充されてきた経緯や、一九四二年法で弁識能力概念が排除されるに至った理由等に鑑みれば、弁識能力概念自体を今一度精査する必要もあろう⁽³⁴⁾。

(1) 一九四五年オールドナンス成立までの弁識能力をめぐる立法動向については、井上宜裕「フランスにおける弁識能力と年齢―犯罪少年に関する一九四二年七月二七日の法律を素材として―」浅田和茂他編『自由と安全の刑事法学（生田勝義先生古稀祝賀論文

集』(法律文化社、二〇一四年)二八四頁以下参照。

(2) 一八一〇年刑法「第六六条—被告人 (accusé) が、一六歳未満で、弁識能力なく (sans discernement) 行動したと決されるとき、当該被告人は無罪となる。但し、当該被告人は、情状に応じて、親へ引き渡され、または、判決が定めた年数の間、そこで養育されかつ拘禁されるため、少年院 (maison de correction) に收容されるが、少年院への收容年数は、対象者が満二一歳に達する時点を超えることはできない。」第六七条—①少年が弁識能力をもって (avec discernement) 行動したと決されるとき、刑罰は次のように宣告される。1—科される刑罰が死刑、無期徒刑 (travaux forcés à perpétuité)、流刑 (déportation) の場合、当該少年には、少年院 (maison de correction) で一〇年以上二〇年以下の拘禁刑 (emprisonnement) が宣告される。2—科される刑罰が有期徒刑 (travaux forcés à temps) または懲役刑 (réclusion) の場合、当該少年には、これらの刑罰の一つにつき宣告された期間の三分の一以上二分の一以下に相当する期間、少年院への收容が宣告される。②上記いずれの場合も、当該少年は、判決によって、五年以上一〇年以下の期間、高等警察 (haute police) の監視下に置かれる。③科される刑罰が首枷の刑 (carcan) または追放刑 (bannissement) の場合、一年以上五年以下の期間、少年院への收容が宣告される。」第六八条—前条に規定されるいかなる場合においても、被告宣告者は、公に晒されることはない。」第六九条—有責者が軽罪刑のみを科される場合、当該有責者は、一六歳であれば科されたはずの刑罰の半分を下回る限りで、適切と思料される軽罪刑を宣告せられる。」

(3) Loi du 12-14 avr. 1906 modifiant les art. 66, 67 du Code pénal, 340 du Code d'instruction criminelle et fixant la majorité pénale à l'âge de dix-huit ans, J.O. du 14 avr. 1906; D.1907/4.59. なお、一九〇六年法に關しては、フランス刑事立法研究会訳「刑法第六六条及び同第六七条ならびに治罪法第三四〇条を修正し、刑事成人年齢を一八歳に定める一九〇六年四月二二—四日の法律」法政研究八〇巻二・三合併号 (二〇一三年) 一〇三頁以下参照。

(4) Loi du 22 juillet 1912 sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée, J.O. du 25 juillet 1912.
 (5) 一九一二年法は、第二一条及び第二六条で刑法第六六条以下を次のように修正した。「第六六条—被告人が一三歳以上一八歳未満で、弁識能力なく行動したと決されるとき、当該被告人は無罪となる。但し、情状に応じて、当該被告人は親、慈善家もしくは慈善施設へ引き渡され、または、判決が定めた年数の間、そこで養育されかつ拘禁されるため、行刑コロニー (colonie pénitentiaire) に送致されるが、その年数は、対象者が二一歳に達する時点を超えることはできない。少年が親、慈善家または慈善施設に引き渡される旨裁判所が命じた場合、裁判所は、さらに、少年が二一歳になるまで監視付自由の制度下に置かれる旨決定することができる。裁判所により定められた期間が満了した時点で、裁判所は、共和国検事の申請に基づき、改めて裁定を下す。」第六七条—①一三歳以上一六歳未満の少年が弁識能力をもって行動したと決されるとき、刑罰は次のように宣告される。・科される刑罰が死刑、無期徒刑、流刑の場合、当該少年には、矯正コロニー (colonie correctionnelle) における一〇年以上二〇年以下

の拘禁刑が宣告される。科される刑罰が有期徒刑、禁錮刑または懲役刑の場合、当該少年には、これらの刑罰の一つにつき宣告された期間の三分の一以上二分の一以下に相当する期間、矯正コロニーでの拘禁刑が宣告される。いずれの場合も、当該少年には、五年以上一〇年以下の期間、政府によって当該少年に通告される禁止場所につき立入禁止 (défense de paraître) が宣告される。

② 科される刑罰が市民権剥奪刑 (dégradation civique) または追放刑 (bannissement) の場合、当該少年には、一年以上五年以下の期間、行刑コロニーまたは矯正コロニーへの拘禁刑が宣告される。」第六八条—一三歳以上一六歳未満の少年で、一六歳以上の現に存在する共犯者を有していない、重罪の被告人は、前二条に従い軽罪裁判所において裁判される。」第六九条—一三歳以上一六歳未満の少年が単なる軽罪しか犯さなかった場合にはいずれも、当該少年に対して宣告される刑罰は、一六歳であれば宣告されたはずの刑罰の半分を上回ることはできない。」

(6) Loi n° 683 du 27 juillet 1942 relative à l'enfance délinquante, J.O. du 13 août 1942, p.2778; rectificatif, J.O. des 24-25 août 1942, p.2898; Gaz. Pal. 1942 (2^e sem), lois et décrets, p.351; S., 1942, Lois annotées, etc., p.1114.

(7) 犯罪少年に関する一九四二年七月二七日の法律第六八三号「第一条—刑法上の犯罪を行う一八歳未満の少年は、本法によって定められる特別の制度に服する。」第一七条—①重罪または軽罪の正犯者または共犯者とされる一八歳未満の少年は全て、原則として、保護及び更生の措置の対象にしなければならない。②但し、重罪または軽罪の正犯者である一六歳以上一八歳未満の少年、及び、重罪の正犯者である一六歳未満の少年は、少年及び青年のための裁判所 (tribunal pour enfants et adolescents) が必要と思路する場合、本法第二三条によって定められる条件において、刑罰的措置 (mesure répressive) の対象となりうる。」第一八条—①少年及び青年のための裁判所が重罪または軽罪の正犯者である少年に対して取りうる保護及び更生の措置は、以下の通りである。1—少年の父親、母親もしくは後見人、または、当該少年に対して監護権を有していた者への引き渡し、2—信頼に値する者の元、または、権限を有する慈善団体 (œuvre habitée) への収容、3—保健局 (secrétariat d'Etat à la Santé) 国民教育局 (secrétariat d'Etat à l'Education nationale) 家族庁 (commissariat général à la famille) に属する施設への収容、4—発達異常児または知的障害児治療教育施設 (institut médico-pédagogique d'enfants anormaux ou arriérés) への収容、5—司法省所管の監視付教育公施設 (institution publique d'éducation surveillée) への収容、6—司法省所管の矯正コロニーへの収容、②これらの収容の期間は、少年が二歳に達する時点を超えてはできない。③少年及び青年のための裁判所が、少年の親もしくは後見人、または、慈善家もしくは慈善施設への少年の引き渡しを命じる場合、当該裁判所は、さらに、少年が、最長二歳まで、監視付自由の制度の下に置かれる旨決定することができる。」第二三条—①重罪または軽罪の正犯者である一六歳以上一八歳未満の少年は、成人と同じ刑罰を宣告される。この場合、当該刑罰は、行刑施設 (établissements pénitentiaires) において執行される。②重罪が認められた一六歳未満の少年は、以下の条件において宣告される…有期徒刑、禁錮刑または懲役刑が科される場合、当該少

年は、成人に適用される刑期の三分の一以上二分の一以下の期間の拘禁刑が宣告される。③この拘禁は、一八歳までは矯正コロニーの特別区画 (quartier special) において、一八歳からは行刑施設において執行される。但し、有罪宣告を受けた者が改善の真摯な証を示す場合、この者は、国璽尚書の決定 (decision du garde des Sceaux) により、二一歳を超えない限りで、矯正コロニーにとどまりうる。④いずれにせよ、被有罪宣告者には、五年以上一〇年以下の期間、公権力によってこの者に通告された禁場所につき立入禁止 (défense de paraître) が宣告される。」「第三五一条 刑法典第六六条、第六七条、第六八条、第六九条、一八五〇年八月五日の法律、一九二一年二月二日の法律、一九二七年三月二六日の法律及び一九二八年三月三〇日の法律によって補充される、少年及び成年のための裁判所並びに監視付自由に関する一九二二年七月二日の法律、並びに、一般的に、本法に抵触する全ての規定は、廃止される。」

(8) Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante, J.O. du 4 février 1945, p.531; S. 1945, Lois annotées, etc., p.1769.

(9) 一九四五年オールドナンスは、刑法第六八条を廃止し、刑法第六六条以下を修正した。」「第六六条 ①被告人 (le prévenu ou l'accusé) が一三歳以上一八歳未満である場合、当該被告人は、本法第六七条及び第六九条の適用によりその者に対して刑罰が宣告される場合を除いて、情状に応じて、単に叱責され、もしくは、教育、職業訓練もしくは治療の施設もしくは機関、国もしくは行政機関の治療教育施設、専門教育、監視付教育もしくは矯正教育の施設に、判決が定めた年数の間、そこで養育され監視されるため收容されるが、但し、その年数は、対象者が二歳に達する時点を超えることはできない。②いずれの場合も、さらに、当該少年は、二歳を超えない年齢まで監視付自由の制度下に置かれる。③専門教育、監視付教育もしくは矯正教育の公的施設に少年を收容し、または、送致することを命じる決定に対する上訴は、明文で仮執行を命じている場合を除いて、その執行を停止する。破棄申立は、停止効をもたない。④少年がその家族の元を離れて收容された場合、当該決定は、職権によっても、修正されまたは取り消されうる。但し、親及び少年は、当該決定の執行から一年が経過した後でなければ、引渡または監視権の回復を請求することができる。請求が棄却された場合、再度の請求は、一年間経過後でなければ行えない。」「第六七条 ①情状及び犯罪行為者の人格の故に、一三歳以上の少年が刑罰の宣告の対象とならなければならぬと決される場合、刑罰は、一六歳以上の少年に對しての場合によつては未成年の軽減的有恕を排除する可能性を留保した上で、以下の通り宣告される。②科される刑罰が死刑、無期徒刑、流刑の場合、当該少年には、一〇年以上二〇年以下の拘禁刑が宣告される。③科される刑罰が有期徒刑、禁錮刑または懲役刑の場合、当該少年には、これらの刑罰の一つにつき宣告された期間の長くとも二分の一に相当する期間の拘禁刑が宣告される。④さらに、当該少年には、五年以上一〇年以下の期間、政府によつて当該少年に通告される禁止場所につき立入禁止が宣告さ

- れうる。⑥科される刑罰が市民権剥奪刑または追放刑の場合、当該少年には、二年以下の拘禁刑が宣告される。」「第六九条——三歳以上の少年によって行われた犯罪が単なる軽罪である場合、第六七条の条件において、当該少年に対して宣告されうる刑罰は、同様の留保の下、一八歳であれば宣告されたはずの刑罰の半分を上回ることはできない。」
- (10) Loi n° 2002-1138 du 9 septembre 2002 d'orientation et de programmation pour la justice (rectificatif), J.O. du 24 décembre 2002, p.21500.
- (11) フランス少年司法の近時の動向については、赤池一将「フランスの少年司法」比較法研究七六号(二〇一四年)一七〇頁以下、及び、吉中信人「少年刑法における責任概念」岩瀬徹他編『刑事法・医事法の新たな展開(下)』(信山社 二〇一四年)四二—九頁以下参照。
- (12) 日本でも、犯罪少年に関し、少年法三条一項一号の「罪を犯した」という文言の解釈をめぐって、責任能力必要説と不要説が展開されており、フランスと類似の議論が見られる(守屋克彦・斉藤豊治編『コンメンタール少年法』(現代人文社、二〇一二年)八六頁以下(加藤学)、佐伯仁志「少年法の理念—保護処分と責任—」猪瀬慎一郎・森田明・佐伯仁志編『少年法のあらたな展開—理論・手続・処遇』(有斐閣、二〇一一年)三五頁以下、武内謙治「少年法講義」(日本評論社、二〇一五年)一二五頁以下、田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法(第三版)』(有斐閣、二〇〇九年)六一頁以下、廣瀬健二編『裁判例コンメンタール少年法』(立花書房、二〇一一年)三二頁以下(廣瀬健二)等参照)。
- (13) Crim. 13 déc. 1956, D.1957.349.
- (14) Trib. pour enfants de Strasbourg 20 juillet 1953, Gaz. Pal. 1954.2.149.
- (15) Colmar 1^{er} déc. 1953, Gaz. Pal. 1954.2.149.
- (16) Colmar 2 fév. 1954, Gaz. Pal. 1954.2.147.
- (17) Trib. pour enfants de Strasbourg 2 nov. 1953, Gaz. Pal. 1954.2.148.
- (18) PUECH, Marc, Les grands arrêts de la jurisprudence criminelle, tome 1, 1976, p.408.
- (19) PATIN, Maurice, D.1957.350' 及び PUECH, op.cit. (note 18), pp.408-409参照。
- (20) VARINARD, André, Minoriété-Conditions psychologiques minimales de l'intervention du juge pénal, PRADEL, Jean = VARINARD, André, Les grands arrêts du droit pénal général, 9^e éd., 2014, p.669 によれば、矛盾を回避するためには「Colmar控訴院は、少なくとも少年に対して保安処分を選択することが問題となっている場合、同様に、少年の犯罪の純客観的な概念を採用してそのことを承認しなければならぬ」とされる。
- (21) GUÉRIN, Marie Cécile, Mineur délinquant, Généralités. Responsabilité pénale, Pénal Code, Art.122-8; fasc.10-10, 2014,

p.23.

- (22) 例えば GUÉRIN, op.cit. (note 21), pp.23-24 等。
- (23) GUÉRIN, op.cit. (note 21), p.24 参照。
- (24) VARINARD, op.cit. (note 20), p.545.
- (25) GUÉRIN, op.cit. (note 21), pp.22-23 参照。
- (26) PATIN, op.cit. (note 19), p.349. 549' PUJECH, op.cit. (note 18), p.408 も同旨。
- (27) LEGEAIS, Raymond, Une délinquance très juvénile, D.1969.87.
- (28) PATIN, op.cit. (note 19), p.350.
- (29) COSTA, Jean-Louis, A propos d'un récent arrêt de la Cour de cassation en matière de minorité pénale, RSC.1957.363.
- (30) VARINARD, op.cit. (note 20), p.541.
- (31) GUÉRIN, op.cit. (note 21), p.23.
- (32) 例えば VARINARD, op.cit. (note 20), p.544 は「いかなる点においても少年の教育が不十分とは思えながらもかかわらず教育的措置が取られることを承認するのは、全くもって好ましくないのである」と指摘する。GUÉRIN, op.cit. (note 21), p.23 も同旨。
- (33) なお、フランスにおける教育的制裁については、井上宜裕訳「ロランス・ルチュルミ著」「一九四五年二月二日のオールドナンス第二条によって表明された指導原理の崩壊」(外国文献紹介)「法政研究八〇巻一・三合併号(二〇一三年)三八五頁以下、及び、同「少年に対する保護処分の保安処分性(一)―フランスにおける「教育的制裁(sanctions éducatives)」概念を素材として―」法政研究七九巻四号(二〇一三年)一頁以下参照。
- (34) もっとも、少年法上の措置によらずとも、民法上の措置(民法第三七五条以下)で十分により福祉的色彩の強いケアができるのであれば、教育的措置の位置づけも変わりうるであろう。

〔付記〕本研究は、JSPS KAKENHI 26380092 の助成を受けたものである。